

第78回国民スポーツ大会佐賀市休憩所設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第78回国民スポーツ大会佐賀市観光・接伴基本計画」に基づき、第78回国民スポーツ大会「SAGA2024国スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者に対し、憩いの場となる休憩所の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2 設置場所

競技団体等と協議の上、各競技会場等に設置する。

3 設置期間

各競技会の開催期間中とする。

4 開設時間

原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとするが、必要に応じて開設時間を変更することができる。

5 活動内容

- (1) 休憩所の設置及び運営に関すること。
- (2) ふるまいに関すること。
- (3) その他休憩所の運営に関すること。

6 その他

- (1) 本市で開催する競技別リハーサル大会における休憩所の設置運営については、必要に応じてこの要項を準用する。
- (2) この要項に定めるもののほか、休憩所の設置運営について必要な事項は、別に定める。